

第二十八号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員

第十五条第一項中「勤務時間」の下に「（前条第二号イ及びロのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超

えない範囲内で行うものとする。

第十六条中「及び幼稚園教育職員の給与に関する条例」を「、幼稚園教育職員の給与に関する条例」に改め、「第十九条第一項」の下に「並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月江戸川区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第九條第一項及び第二十四條第一項から第三項まで」を加え、「及び幼稚園教育職員給与条例」を「、幼稚園教育職員給与条例」に改め、「第二十二條」の下に「並びに会計年度任用職員給与条例第十三條及び第二十八條」を、「給与額」の下に「（同條にあつては報酬額）」を加える。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、部分休業をすることができない非常勤職員の対象を見直すほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。